

町田市民病院院内保育室設置規程の一部を改正する規程を公表する。

令和 8 年 9 月 3 0 日

町田市病院事業管理者 金崎 章

町田市病院事業管理規程第 5 号

1 0 月 1 4 日迄揭示

町田市民病院院内保育室設置規程の一部を改正する規程

町田市民病院院内保育室設置規程（平成 21 年 3 月町田市病院事業管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
(利用時間及び定員) 第 3 条 略 2 保育室の定員は、 <u>5 人</u> とする。	(利用時間及び定員) 第 3 条 略 2 保育室の定員は、 <u>6 人</u> とする。

附 則

この規程は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。